(事業の目的)

第1条 社会福祉法人田原市社会福祉協議会が開設する田原市社協へルパーステーション(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

- 第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、 入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - (1) 名 称 田原市社協へルパーステーション
  - (2) 所在地 愛知県田原市赤羽根町赤土1番地

(従業者の員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の員数及び職務の内容は次のとおりとする。
  - (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に 事業に関する法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 常勤換算2.5以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ア 訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス 担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等と の連携に関すること。
- ウ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、 利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- エ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算 2.5 以上 訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
  - (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、毎月第3日曜日及び1月 1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、利用者の要望に応じて営業時間外の提供も行う。

(事業の内容及び利用料等)

- 第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、法令等により特例が認められている者を除き、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。
  - (1) 身体介助
  - (2) 生活援助
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、 その実費を徴収する。この場合において、自動車を使用した時の交通費は、次の 額を徴収する。
  - (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 10 キロメートル未満の区域 200円
  - (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 10 キロメートル以上 20 キロメートル未満の区域 400 円
  - (3) 通常の事業の実施地域を超えた地点からから片道 20 キロメートル以上の区域 600円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、田原市、豊橋市(杉山町・老津町・城下町・赤沢町)の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
  - (3) 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - (4) 前号の事項を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等の禁止)

第10条 身体拘束の適正化のための指針を定め、緊急やむを得ない場合を除き、 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行 いません。 (職場におけるハラスメントの防止)

- 第11条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動(セクシャルハラスメント)又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの(パワーハラスメント)により従業者の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメント防止対策に関する基本方針を策定し、必要な措置を講じる。
- 2 顧客等からの著しい迷惑行為 (カスタマーハラスメント) の防止のため の措置を講じる。

(業務継続計画の策定)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第13条 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染対策委員会を設置し、指針の整備、研修及び訓練を実施する。

(その他運営についての留意事項)

- 第1<u>4</u>条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を 次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後6か月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。
- 3 従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう服 務規程に規定し、秘密の保持に努める。
- 4 従業者であった者についても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう従業者との雇用契約の内容に含め、秘密の保持に努める。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人田原市社 会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年8月20日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。 附 則

- この規程は、平成17年10月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成18年10月1日から施行する。 附 則

- この規程は、平成18年11月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成19年3月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成19年6月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成19年7月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年11月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年1月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成23年5月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年11月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。